

令和9年4月からの

保育園・幼稚園などの入園について

保育園

市立保育所・市立認定こども園(保育園籍)・法人立保育所・法人立認定こども園(保育園籍)・小規模保育施設・家庭的保育施設

■対象者

- 4月1日に、本市に在住し、住民登録がある人
- 生後3～6か月以上から就学前の子ども(一部2歳児までの場合あり)
- 保護者が就労、病気、求職中など、保育の要件が認められるとき

■書類配布(入園冊子)

9月7日(月)～11日(金)に幼児課、各園で配布
※市ホームページからもダウンロード可能

■受付期間

10月5日(月)～9日(金) 9:00～16:45

■受付場所

幼児課もしくは第一希望の園(小規模保育施設、家庭的保育施設を除く)

※入所(園)申込書に就労証明書などの必要書類を添えて提出してください

幼稚園

市立幼稚園・市立認定こども園(幼稚園籍)

■対象者

- 申込書提出時に、本市に在住し、住民登録がある3歳児～5歳児
- ※原則として申込みができるのは、居住する通園区域の市立幼稚園・認定こども園(幼稚園籍)です

■書類配布(入園冊子)

9月7日(月)～11日(金)に幼児課、各園で配布
※市ホームページからもダウンロード可能

■受付期間

10月5日(月)～9日(金) 9:00～16:45

■受付場所

幼児課もしくは申込みする園



幼稚園・保育園等の入園申込書の交付・受付の日時と場所

申込書交付日	申込み受付日	受付場所
9月7日(月)～9月11日(金) 9:00～16:45	10月5日(月)～10月9日(金) 9:00～16:45	市立幼稚園 市立・法人立保育所 市立・法人立認定こども園 市役所幼児課

※申込書は9月1日(火)以降、市ホームページからもダウンロード可能。9月11日(金)以降は、市役所幼児課でも配布

- 小規模保育施設、家庭的保育施設での受付はできません(市役所幼児課で受付します)。
- 保育の必要性に応じて入園申込みの判断をすることから、保育園籍と幼稚園籍の両方に申し込むことはできません。
- 現在(令和8年度中)、保育園・幼稚園などに在籍中で転園を希望している人、幼稚園籍から保育園籍へ変更する人、保育園籍から幼稚園籍へ変更する人、令和8年度の途中入園希望で入園を待っている人も申込みが必要です。
- 入園基準に該当しない場合や、受け入れ可能人数を超えた場合は、入園できないことがあります。

詳しくは、市ホームページまたは
入園案内の冊子をご覧ください



園幼児課 TEL077-551-0424 FAX 077-551-0149